

資料3-1

環太平洋パートナーシップ協定実施のための
原産地手続に係る法令整備

平成27年12月3日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

目次

1. 背景	1
2. 検討	1
(1) 輸入国としての対応	1
① TPP協定締約国の原産品であること等の確認手続	1
(イ) 協定の内容	1
(ロ) 改正の必要性	2
② 輸入後のTPP税率の要求	3
(イ) 協定の内容	3
(ロ) 改正の必要性	3
(2) 輸出国としての対応	4
① TPP協定締約国の原産品であること等の確認に係る協力	4
(イ) 協定の内容	4
(ロ) 改正の必要性	5
② TPP協定締約国の原産品でなかったこと等の通知	5
(イ) 協定の内容	5
(ロ) 改正の必要性	5
③ EPA申告原産品法の規定の一般化	6
(3) その他所要の規定の整備が必要な事項	6

環太平洋パートナーシップ協定実施のための 原産地手続に係る法令整備

1. 背景

(1) 環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）の締約国からの貨物の輸入に対しTPP協定で定められた特惠税率（以下「TPP税率」という。）を適用するためには、当該輸入貨物がTPP協定締約国の原産品である必要がある。

(2) TPP協定においては、TPP税率の適用を要求する場合に、輸入貨物がTPP協定に基づく原産品である旨を申告する書類（原産品申告書）を輸入者、輸出者又は生産者が作成し、税関長に提出する方法（自己申告制度）が導入されている（注1）。我が国にとって、自己申告制度の採用は、本年1月に発効した日豪経済連携協定に続き2例目となる。

（注1）我が国がこれまでに締結した経済連携協定（以下「EPA」という。）で採用されている輸出国の政府が発給する原産地証明書により輸入貨物がEPAに基づく原産品であることを証明する方法（第三者証明制度）は原則として採用されていない。

(3) TPP協定に基づく原産地規則及び原産地手続については、TPP協定第3章（原産地規則及び原産地手続）において規定されている。また、TPP協定においては、これまでに我が国が締結したEPAにはない、繊維及び繊維製品に特化した原産地手続等を規定した章（第4章（繊維及び繊維製品））が設けられている。

(4) TPP協定に規定する原産地手続の国内法整備については、日豪EPAの際の法令整備と概ね同様のものとなるものの、相違のある部分について、以下のとおり国内法令を整備する必要があると考えられる。

2. 検討

(1) 輸入国としての対応

① TPP協定締約国の原産品であること等の確認手続

(イ) 協定の内容

第3章第27条1において、輸入締約国は、輸入貨物の輸出者又は生産者の施設を訪問し、その原産性の確認をすることができるとされており（注2）、この訪問を行う場合には、あらかじめ輸出者又は生産者

にその旨を通知し、これらの者の同意を得ることとされている。

また、第4章第6条7において、輸入締約国は、繊維又は繊維製品（第4章附属書に掲げるもの）の原産性を確認するためにその輸出者又は生産者の施設を訪問しようとする場合には、当該輸出者又は生産者に対し、事前の通知により施設等にアクセスするための許可を要請することを基本としつつ、事前の通知が確認の実効性を損なうおそれがある場合には、許可の要請に係る事前の通知を要しないとされている。

さらに、第4章第6条1又は2において、輸入締約国は、繊維又は繊維製品の輸入に関し関税法令違反（注3）が生じているかどうか又は生じたかどうかについて、繊維又は繊維製品の輸出者又は生産者の施設を訪問し、確認することができることとされている。

（注2）第3章第27条1において、輸入締約国は、輸入貨物が原産品であるかどうかを決定するため、次の方法により原産性の確認をすることができるとされている。

- ① 輸入者に対して情報を書面により要請すること
- ② 輸出者又は生産者に対して情報を書面により要請すること
- ③ 輸出者又は生産者の施設の訪問を行うこと
- ④ 輸入締約国と輸出者又は生産者が所在する締約国との間で決定する他の手続をとること

（注3）第4章に規定する関税法令違反とは、繊維又は繊維製品の輸出入に関連する締約国の法令を回避することを目的として行われる行為等（知的財産侵害物品の輸出入、関税ほ脱、輸出入に関する偽りの書類の提出等）をいう。

（ロ）改正の必要性

これまでに締結したEPAにおいて、輸入締約国が輸入貨物の原産性を確認するために輸出者又は生産者の施設を訪問しようとする場合には、EPA締約国の政府に対し、あらかじめ通知し、回答を求めることとされている。

これを踏まえ、現行の法令においては、税関長は、その職員に、輸出者又は生産者の事務所等において、実地に調査をさせようとするときは、協定締約国が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知する旨を規定している。

上記第3章第27条1及び第4章第6条7の規定を実施するため、税関長がTPP協定の規定に基づきその職員に当該調査をさせようとする

る場合の通知の相手方に輸出者及び生産者を追加するとともに、その調査の対象が繊維又は繊維製品である場合に限り、事前の通知をすることにより確認の実効性が損なわれるおそれがある場合には、輸入締約国は、許可の要請に係る事前の通知をすることを要しない旨を規定する必要がある。

また、現行の法令においては、繊維又は繊維製品の輸入に関し関税法令違反が生じているかどうか又は生じたかどうかについて、我が国の税関が輸出者又は生産者の施設を訪問し、確認をすることができる旨の規定はないことから、上記第4章第6条2の規定を実施するため、税関長が当該確認をすることができることを新たに法令において規定するとともに、当該確認する場合の事前通知等の手続についても規定する必要がある。

② 輸入後の T P P 税率の要求

(イ) 協定の内容

第3章第29条1において、各締約国は、輸入時に貨物が T P P 税率の適用を受ける資格があったにもかかわらず、輸入者が輸入時にその適用を要求しなかったときは、当該輸入者が T P P 税率の適用を要求し、超過して支払った関税の還付を申請することができる旨を定めることとされている。

また、同条2において、輸入締約国は、輸入後の T P P 税率の適用の条件として、輸入者に対し、輸入の日の後1年以内又は自国の法令で定めるこれよりも長い期間内に、当該特惠待遇の要求を行うこと及び当該輸入締約国が要求する当該貨物の輸入に関連する書類を提供することを義務付けることができるとされている。

(ロ) 改正の必要性

現行の制度において、輸入者が納税申告の際に E P A 税率の適用を要求しなかった場合には、その納税申告後に輸入者が E P A 税率の適用を要求することは認められていない。

これは、これまでに我が国が締結した E P A においては、E P A 税率の適用の条件として、輸入者が輸入時にその旨を要求することとされていることによるものである。

上記第3章第29条1及び2の規定に基づき、輸入者が輸入後に T P P 税率の適用を要求し、超過して支払った関税の還付を申請することができるようにするため、輸入者による納税申告又は税関長の決定（賦

課決定)により確定した関税額について、輸入者がT P P 税率を適用して計算した後の関税額に変更することを求める更正の請求及び賦課決定の請求をし、還付を受けるための手続について、新たに法令において規定する必要がある。

【改正の方向性①（輸入国としての対応）】

T P P 協定の規定を適確に実施するため、

- ・ 輸入貨物の原産性を確認するため、税関長がその職員に、輸出者又は生産者の施設において調査をさせようとする場合における当該輸出者及び生産者に対する事前通知手続
- ・ 輸入される繊維又は繊維製品の原産性を確認するため、税関長がその職員に当該調査をさせようとする場合で、事前の通知が確認の実効性を損なうおそれがあるときは、事前通知を要しないこと
- ・ 繊維又は繊維製品の輸入に関し関税法令違反の有無を確認するため、税関長がその職員に、輸出者又は生産者の施設において調査をさせることができること、及びその調査をする場合の事前通知等の手続
- ・ 輸入者が、T P P 協定原産品の輸入後1年間、納付すべき関税額の更正の請求又は賦課決定の請求をし、還付を受けるための手続

について、法令において規定することが適当ではないか。

(2) 輸出国としての対応

① T P P 協定締約国の原産品であることの確認に係る協力

(1) 協定の内容

第3章第27条1において、輸入締約国は、輸入貨物の原産性を確認するため、その貨物の輸出者又は生産者に対し情報の要請をすること及び輸出者又は生産者の施設の訪問等を行うことができることとされている。

また、同条7において、当該情報の要請に関し、輸出締約国は、輸入締約国の求めに応じ、適当と認める場合には、自国の法令に従い輸出者又は生産者の連絡先の提供やこれらの者から情報を収集しその情報を輸入締約国に提供する等の支援を行うことができるとされているとともに、第4章第6条7においては、輸入締約国が輸出者又は生産者の施設の訪問を要請する場合には、輸出締約国は、自国の法令に従い、輸入締約国の要請により又は自己の発意により、訪問の期間中、当該輸入締約国を支援することができることとされている。

なお、輸入締約国は、輸出締約国が要請された支援又は情報の提供をしないことのみを理由として、T P P 税率の適用を否認してはなら

ないとされている（同条 10）。

(ロ) 改正の必要性

現行の法令においては、輸入締約国が本邦から輸出された貨物の原産性を確認するため我が国の輸出者又は生産者に対して情報提供の要請等を行う場合に、我が国の税関が支援することができる旨の規定はない。

このため、第 3 章第 27 条 7 及び第 4 章第 6 条 7 の規定を実施するため、本邦から輸出された貨物の原産性の確認のために輸入締約国の税関当局から輸出者又は生産者からの情報の収集等に関し必要な協力を求められた場合において、我が国の財務大臣が当該協力をすることが適当と認めるときは、その求めに応ずることができることについて、新たに法令において規定する必要がある。

② TPP 協定締約国の原産品でなかったこと等の通知

(イ) 協定の内容

第 3 章第 25 条 3 において、各締約国は、自国の輸出者又は生産者が原産品申告書を提出した場合において、当該輸出者又は生産者が、当該原産品申告書に不正確な情報が含まれており、又は当該原産品申告書が不正確な情報に基づいていると信ずるに足りる理由があるときは、当該輸出者又は生産者が、当該原産品申告書を提出したすべての者及び締約国に対し、その内容について書面により速やかに通報することを定めるとされている。

(ロ) 改正の必要性

現行の法令において、原産品申告書を提出した輸出者又は生産者が当該申告書の不正確な情報等について通報しなければならないとする規定はない。

このため、上記協定の規定を受け、本邦から締約国に輸出される貨物を輸出する者又は生産する者で当該貨物に係る原産品申告書を作成した者は、

- ・原産品申告書に係る物品が TPP 協定原産品でなかったこと
- ・原産品申告書の記載に誤りがあったこと
- ・原産品申告書に記載された事項に変更があったこと

のいずれかの事実を知ったときは、原産品申告書を交付した相手方及び輸入締約国の税関に対し、その内容を書面により通知しなければな

らないことについて、新たに法令において規定する必要がある。

③ E P A 申告原産品法の規定の一般化

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（以下「E P A 申告原産品法」という。）は、輸出締約国としての我が国の対応に関し、日豪E P A の規定を実施するために必要な措置について規定するものである。

我が国からT P P 協定締約国に輸出された物品について、T P P 協定第3章及び第4章の実施のため、国内法で規定の整備が必要となる事項は、原産品申告書を作成した者の書類の保存等のE P A 申告原産品法に規定されている事項とほぼ同様である。

また、今後のE P A においても、原産地手続について、同様の国内法の規定の整備が必要となる可能性がある。

こうした状況を踏まえ、今後のE P A の早期発効に向けた国内手続の円滑化を図る観点から、上記の規定その他関連規定について一般化を行うことが適当と考えられる。

【改正の方向性②（輸出国としての対応）】

T P P 協定の規定を適確に実施するため、

- 本邦から輸出された貨物の原産性の確認のため、輸入締約国の税関当局から情報の収集及び提供その他必要な協力を求められた場合において、財務大臣が当該協力をすることが適当と認めるときは、その求めに応ずることができること
- 本邦からT P P 協定締約国に輸出される貨物について、原産品申告書を作成した輸出者又は生産者は、当該貨物がT P P 協定原産品でなかったことや原産品申告書の記載に誤りがあったこと等の事実を知ったときは、原産品申告書を交付した相手方及び輸入締約国の税関に対し、その内容を書面により通知しなければならないこと

について、法令において規定することが適当ではないか。

また、E P A 申告原産品法の規定について、一般化を行うことが適当ではないか。

(3) その他所要の規定の整備が必要な事項

T P P 協定においては、自己申告制度が採用されていることに伴い、原産品申告書に基づきE P A 税率の適用を受けようとする者が輸入申告をする際に提出することとされている書類に、T P P 協定に基づく原産品申告書を追加するための規定の整備が必要となる。